

答 申 第 1 2 号

平成 18 年 10 月 19 日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市個人情報保護審議会

会 長 布田 勉

仙台市個人情報保護条例第 4 1 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 18 年 6 月 1 日付健健精第 1 4 号で諮問のありました下記の件について，別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第 1 7 号 「カウンセリングの相談記録，本人が記入，提出した書類一式（ハートポート仙台での）」及び「カウンセリングの継続が出来ないという結果になった会議録，打ち合わせ記録」の個人情報一部開示決定処分に対する異議申立て

(別紙)

答 申

(諮問第17号)

1 審議会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人(以下「申立人」という。)の行った個人情報開示請求に係る個人情報を一部開示としたことにより非開示とされた個人情報のうち、別表の個人情報を非開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の個人情報を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例(平成16年仙台市条例第49号。以下「条例」という。)第14条に基づき『「カウンセリングの相談記録、本人が記入、提出した書類一式(ハートポート仙台での)」及び「カウンセリングの継続が出来ないという結果になった会議録、打ち合わせ記録」』の開示を請求したのに対し、実施機関が平成18年5月19日付で個人情報の一部開示決定したことについて、その処分の取消しを求めたものである。

なお、「ハートポート仙台」とは、仙台市精神保健福祉総合センター(通称「はあとぼーと仙台」)のことである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書(別添1-1)、意見書(別添1-2)及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主な理由は、申立人が受けたカウンセリングについて、その全体の流れ(カウンセリングが中止と言われた経過)を知りたいのであって、個々の記録について払拭したり、修正を求めたりしたいわけではないということに要約される。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書(別添2)及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、おおむね次のとおり要約できる。

当カウンセリングの相談記録には、申立人自身が述べた相談内容、対応した職員の観察、分析、判断、対応等が記載されている。これらの記載事項については、申立人の認識と異なることにより、相談員個人に対する抗議や内容の修正要求の対象となりうる。このようなことを回避するため、相談記録に問題解決、改善に向けた正確な情報が記載されないこととなれば、申立人に対して適切かつ効果的な相談、指導ができなくなることによる不利益が生じるおそれがある。さらに同種の他の事務にお

いても開示されることによる相談者からの抗議，内容の修正等を回避するために正確な情報が記載されなくなるおそれがあることから，条例第 17 条第 6 号に該当するものとし，非開示とした。

また，当カウンセリングの相談記録には，申立人以外の第三者から実施機関が得た情報や資料についても記載されている。これらの記載事項についても開示されると上記と同様に抗議や内容の修正の対象となり，第三者の権利を侵害するおそれがあるため，条例第 17 条第 2 号及び第 6 号に該当するものとし，非開示とした。

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は，実施機関に存在する申立人に係る精神保健福祉相談記録に記載された個人情報のうち非開示とされた部分である。

なお，本件は同一の申立人が行った「カウンセリングの相談記録，本人が記入，提出した書類一式（ハートポート仙台での）」に係る個人情報一部開示決定に対する異議申立てと「カウンセリングの継続が出来ないという結果になった会議録，打ち合わせ記録」に係る個人情報一部開示決定に対する異議申立てであるが，双方の異議申立てに係る対象個人情報が記載された公文書は同一の精神保健福祉相談記録であり，実施機関の個人情報の一部を開示しない理由（開示，非開示の範囲）も同一であるため，一括して諮問されたものである。

(2) 精神保健福祉総合センターが行う業務について

精神保健福祉総合センターは，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 6 条に基づき設置され，相談指導業務を行う機関である。

(3) 精神保健福祉相談記録について

精神保健福祉相談記録は，精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難な事案であって，継続的な対応の必要があるものについて職員が作成しているものである。

(4) 条例第 17 条第 6 号の該当性について

条例第 17 条は「開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き，開示請求者に対し，当該個人情報を開示しなければならない。」と定めているところ，その例外規定として第 6 号において「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については非開示とすることができる旨を定めており，その具体のおそれとして，同号八において「指導，評価，選考，判定，診断，相談等に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生ずるおそれ」があるものを定めている。

本件対象個人情報は，実施機関が本件申立人に対して相談業務を行う中で作成し，又は入手したものであり，これらの個人情報は同号に規定する「本市の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当するものと認められる。

したがって，本件対象個人情報が非開示とされるためには，当該個人情報を開示することによっ

て当該事務又は将来の同種の事務に支障が生じるおそれがあると認められる場合でなければならない。

実施機関は、本件相談業務を行うにあたっては、相談者の抱える問題の性質、生活環境、精神状況などをさまざまな側面から把握し、一貫性のある相談や指導を行う必要がある。本件対象個人情報、そのための重要な資料となるものであって、単なる事実の記載だけではなく、実施機関の所見、評価、今後の指導方針などさまざまな情報について、担当職員の主観や実施機関の判断も交え総合的に、かつ詳細に記載される必要があるものと認められる。

本件対象個人情報には、申立人の認識と異なる記載も少なからず存在するものと認められ、このような情報を開示することとなると、申立人と実施機関との信頼関係を損ない、ひいては実施機関において行う申立人の心身や生活など全体の状況についてさまざまな角度からの把握を困難とし、今後の相談業務に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

そして、実施機関は、本件対象個人情報の内容について、専門的知見を踏まえ、慎重に点検するとともにその相談の経過を考慮したうえで非開示の判断を行っており、その決定内容及び経緯に関する実施機関の判断は妥当であると認められる。

したがって、本件対象個人情報のうち、単なる事実該当する情報以外については、条例第 17 条第 6 号に該当するものと認められるから、同項第 2 号該当性を判断するまでもなく、実施機関が非開示としたことは妥当である。

他方、本人も了知していると考えられる単なる事実については、開示されることにより上記支障があるものといえないため開示すべきである。また、申立人がカウンセリングを受けるにあたり第三者から実施機関に提供された診療情報提供書については、実施機関が、提供者である当該第三者に対し、当該情報提供書の開示に関して照会を行ったところ、申立人がすでに承知されている事実であり、開示されることに問題はないとの回答を得たことから、開示すべきである。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別表

記録内容	非開示とすることが妥当でない部分
診療情報提供書	全て
電話相談記録	日付，受信者名，本人欄，相談者欄，問題，紹介経路，治療状況欄，面接予約欄
相談記録	1 枚目表面 1 行目，2 行目，4 行目，5 行目，6 行目，8 行目，9 行目 2 1 行目，2 2 行目，2 3 行目，2 5 行目，2 6 行目， 1 枚目裏面 2 枚目表面 2 1 行目，2 4 行目 2 枚目裏面 3 枚目表面 3 枚目裏面 4 枚目表面 1 行目（日付） 4 枚目裏面 5 表面 3 4 行目 5 裏面 1 1 行目 6 表面 6 裏面 3 1 行目 7 枚目表面 1 行目 7 枚目裏面 3 5 行目 8 枚目表面 1 行目 8 枚目裏面 9 枚目表面 1 1 行目，1 2 行目，1 3 行目 9 枚目裏面

	<p>1 0 枚目表面 8 行目, 1 0 行目</p> <p>1 0 枚目裏面 6 行目 (担当名), 8 行目, 9 行目 (時間)</p> <p>1 1 枚目表面 1 0 行目, 1 9 行目 (担当名), 2 1 行目, 2 2 行目, 2 3 行目 3 6 行目 (担当名)</p> <p>1 1 枚目裏面 9 行目 (日付), 1 5 行目, 2 3 行目 (担当名), 2 4 行目, 2 7 行目</p> <p>1 2 枚目表面 1 2 行目, 2 6 行目</p> <p>1 2 枚目裏面 9 行目, 1 1 行目, 2 5 行目, 2 6 行目, 2 9 行目</p> <p>1 3 枚目表面 1 行目, 5 行目, 6 行目, 8 行目, 1 0 行目, 1 1 行目, 1 5 行目</p> <p>1 3 枚目裏面 6 行目</p>
--	--

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 1 7 号)

年 月 日	内 容
平成 18 年 6 月 1 日	・ 諮問を受けた
平成 18 年 6 月 1 6 日	・ 実施機関（健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター）から理由説明書を受理した
平成 18 年 6 月 3 0 日	・ 異議申立人から意見書を受理した
平成 18 年 7 月 6 日 （平成 18 年度 第 1 回審議会）	・ 実施機関（健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成 18 年 8 月 1 日 （平成 18 年度 第 2 回審議会）	・ 実施機関（健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター）から意見を聴取した（2 回目） ・ 異議申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
平成 18 年 8 月 9 日	・ 実施機関（健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター）から第三者からの意見書を追加資料として受理した
平成 18 年 9 月 1 2 日 （平成 18 年度 第 3 回審議会）	・ 諮問の審議を行った